

中山中学校同窓会会則

第1条 本会は、中山中学校同窓会と称し、事務局を中山中学校におく。

第2条 本会は、会員相互の扶助・親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なうものとする。

- 1 母校の後援
- 2 その他目的達成に必要な事業

第4条 本会会員は、次の通りとする。

- 1 通常会員 中山中学校卒業生
- 2 特別会員 中学校現・旧職員並びにこの会に賛同するもの

第5条 本会は、本会会員が多数存在する地方に於いては支部をおくことができる。

第6条 会議は総会、評議員会、幹事会とし、議決は出席者の過半数によって決定する。

第7条 総会は会長が招集する。

総会は次の事項を審議する。

- 1 役員の選出
- 2 事業計画
- 3 予算・決算の承認
- 4 会則の変更
- 5 その他重要な事項

第8条 評議員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長が招集し、総会を代行することができる。

幹事会は、会長が必要と認めた場合、会長がこれを招集し、必要事項の審議と執行にあたる。

第9条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長 1名 本会を代表統括する
- 2 副会長 2名 会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- 3 幹事長 1名 会務を統括する
- 4 会計幹事 若干名 会計を中心に、会務の執行にあたる。
- 5 幹事 会務の執行にあたる。
- 6 評議員 本会の予算・決算 その他の重要事項の審議にあたる。
- 7 監事 2名 会計の監査にあたる。
- 8 顧問 若干名 諮問機関とする。

第10条 役員の選出は次の通りとする。

- 1 会長・副会長は、会員の中から総会に於いて選出する。
- 2 幹事長及び監事は、会長が指名する。
- 3 幹事は、卒業年度毎に選出する。
- 4 評議員は、卒業年度のクラス毎に選出する
- 5 幹事は、評議員会において推薦し、会長が委嘱する。
- 6 顧問は学校長および前会長、その他必要に応じ評議員会において推薦し、会長が委嘱する。

第11条 本会の経費は入会金及び寄付金を以てこれにあてる。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末に終る。

第13条 本会に次の帳簿をおく。

- 1 会則
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会誌
- 5 会計簿
- 6 その他

付 この規約は 昭和45年3月8日より効力を発する。

昭和48年3月18日一部変更。

昭和59年10月27日一部変更。

令和2年12月17日一部変更。